

京都市告示第 48 号

京都市里道管理条例第 4 条の規定に基づき、次の里道を廃止します。

当該里道の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 19 年 5 月 18 日

京都市長 榎本 頼 兼

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	川田里5001号	山科区川田山田5番地の4 同上	
2	向島里0027号	伏見区向島西堤町38番地の1地先 同町797番地地先	
3	向島里0097号	伏見区向島橋詰町793番地の1地先 同町779番地の1地先	
4	向島里0098号	伏見区向島西堤町38番地の1地先 同町40番地の1地先	

(建設局土木管理部道路明示課)